

初穂ジュニア会員規則

第1条（目的）

初穂カントリークラブ（以下「当クラブ」という）は、年少者を対象とするジュニア会員制度を管理及び運営することにより、年少者について、2016年よりオリンピック正式種目となるゴルフを通じて、ルール及びエチケットを習得の上、健康な身体と健全な人格形成を目的としたゴルファーの育成を図るものとし、ジュニア会員規則（以下「本規則」という）を定める。

第2条（事業内容）

- 1 当クラブは、ジュニア会員制度を管理及び運営するため、ジュニア会員のための特典を実施していく。
 - (1) 当クラブのハンディキャップを取得できる。
 - (2) 当クラブが主催する月例杯及び研修会にオブザーバーとして参加できる。
 - (3) ジュニア会員のプレー料金はメンバーフィーを適用する。
 - (4) プロによるコース及び練習場でのレッスンを無料で受けられる（予約制）。
 - (5) ルール、エチケットなどに関する講習会を無料で受講できる。
 - (6) 平日（15時～）のハーフプレー料金は無料とする。但し、ジュニア会員1名につき、父兄及び成年の保護者1名の同伴を必要とする。尚、同伴者は規定プレー料金を支払う。
 - (7) 土日、祭日（15時～）ハーフプレー料金は2,000円／人とする。但し、ジュニア会員1名につき、父兄及び成年の保護者1名の同伴を必要とする。尚、同伴者は規定プレー料金を支払う。
 - (8) 他団体が開催するジュニア大会への参加登録手続きを代理で行う。

第3条（入会手続）

- 1 当クラブジュニア会員の会員資格を取得するためには、年齢満6歳から満18歳までの男女につき、所定の用紙に必要事項を記入の上、入会同意書を添えて申請する。
- 2 入会には当クラブが別途定めるジュニア委員会の承認を必要とする。
- 3 当クラブジュニア会員の会員資格を取得する者は、本人の親権者（親権者が複数の場合には、代表する1名の親権者）を代理人として登録するものとする（以下、登録された代理人を「登録代理人」という）。
- 4 前項の親権者が複数いる場合において、登録代理人の選定に当たっては、登録代理人以外の親権者の書面による承諾を要する。
- 5 入会申込において、登録することを要する個人情報、次に掲げるものとする。
 - (1) 本人及び登録代理人の氏名
 - (2) 本人の性別及び生年月日
 - (3) 現住所

- (4) 電話番号（携帯電話を含む）
- (5) 本人が就学している場合には、その学校及び学校所在地、連絡先
- (6) 登録代理人の勤務先、連絡先

第4条（会員資格の期間）

入会手続を経た当クラブジュニア会員が有する会員資格の期間は、年度毎に登録完了日よりその年の11月末日までとする。但し、途中で満19歳を迎える場合は満19歳前日を終期とする。

第5条（退会、除名）

- 1 当クラブジュニア会員は、資格期間中であっても、退会申出手続を行うことにより、随時退会することができる。
- 2 前項の退会申出手続は、登録代理人が行う。
- 3 退会申出手続が行われた場合には、速やかに登録代理人に宛てて退会受理の通知を行う。退会通知後は一切の権利を有しない。
- 4 当クラブジュニア会員に、次の事由により会員資格にかかる信頼関係を損ねると認めるときは、理事会の審議を経て、資格停止又は除名の処分をすることがある。
 - (1) 虚偽のジュニア会員情報を登録したとき。
 - (2) 当クラブの名誉又は信用を害する行為があったとき。
 - (3) 本規則に定める事項に違反したとき。
- 5 当クラブジュニア会員に対する除名処分は、登録代理人に宛て、書面による通知を発することによって、これを行う。

第6条（会員資格の喪失など）

- 1 当クラブジュニア会員の会員資格は、次の場合に失われる。
 - (1) 会員資格の期間が、満了したとき
 - (2) 退会手続きが完了したとき
 - (3) 除名処分となったとき
 - (4) 年齢が満19歳に達したとき

第7条（当クラブジュニア会員情報の保護）

- 1 当クラブジュニア会員情報、その他、当クラブが取得した当クラブジュニア会員にかかる個人情報については、次の利用目的に限って、利用する。
 - (1) 当クラブジュニア会員の入会手続
 - (2) 当クラブジュニア会員に対する通知、及び電話連絡
 - (3) 当クラブジュニア会員にかかる事業に際し、これに協力する団体やメーカーに対しての会員情報の提供
 - (4) ゴルファー保険の加入申込にかかる会員情報の提供
 - (5) 当クラブが行うジュニア事業に関する案内、広報、勧誘、取引などへの会員情報の提供

(6) 他団体が開催するジュニア大会への参加申し込み手続き

第8条（本規則の改定など）

- 1 本規則は、理事会の決議をもって改定できる。
- 2 本規則に定めないものについては理事会の決定に従うものとする。

初穂カントリークラブ 理事会

本規則は2014年4月1日から施行する。